

(用語の意義)

- 1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
- (1) 措置法 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）をいう。
 - (2) 措置法施行令 租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）をいう。
 - (3) 特定非常災害 措置法第 69 条の 6 第 1 項に規定する特定非常災害をいう。
 - (4) 特定非常災害発生日 措置法第 69 条の 6 第 1 項に規定する特定非常災害発生日をいう。
 - (5) 措置法通達 平成 29 年 4 月 12 日付課評 2－8 ほか 1 課共同「租税特別措置法第 69 条の 6（(特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例)）及び同法第 69 条の 7（(特定土地等及び特定株式等に係る贈与税の課税価格の計算の特例)）に規定する特定土地等及び特定株式等の評価について」（法令解釈通達）をいう。
 - (6) 評価通達 昭和 39 年 4 月 25 日付直資 56、直審（資）17「財産評価基本通達」（法令解釈通達）をいう。
 - (7) 特定地域 措置法第 69 条の 6 第 1 項に規定する特定地域をいう。
 - (8) 特定地域内に保有する資産の割合が高い法人の株式等 特定非常災害発生日において保有していた資産の特定非常災害の発生直前の価額（特定非常災害の発生直前における時価をいう。）の合計額のうちに占める特定地域内にあった動産（金銭及び有価証券を除く。）、不動産、不動産の上に存する権利及び立木の価額の合計額の割合が 10 分の 3 以上である法人の株式又は出資をいう。
 - (9) 応急仮設住宅 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 2 条（(救助の対象)）の規定に基づく救助として災害の被災者に対し供与される同法第 4 条（(救助の種類等)）第 1 項第 1 号の応急仮設住宅をいう。
 - (10) 評価対象法人 評価しようとする株式の発行法人又は出資に係る出資のされている法人をいう。
 - (11) 課税時期 相続、遺贈若しくは贈与により財産を取得した日又は相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）の規定により相続、遺贈若しくは贈与により取得したものとみなされた財産のその取得の日をいう。

《説明》

本項では、本通達で使用する用語の意義を定めている。